

平成9年第1回沼田町議会臨時会会議録

平成9年8月11日(月)午後14時05分開会

1 出席議員

議長	4番 吉尾政春 議員	1番 谷口清治 議員
	2番 橋場 守 議員	3番 大沼恒雄 議員
	5番 吉田俊一 議員	6番 吉田好宏 議員
	7番 森井章夫 議員	8番 横山峯生 議員
	9番 野 道夫 議員	10番 久保 寛 議員
	11番 山木一男 議員	12番 杉本邦雄 議員
	13番 室田俊朗 議員	14番 中村 進 議員
	15番 山田英次 議員	16番 伊藤 初 議員

2 欠席議員

な し

3 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 篠田久雄君

4 町長の委任を受けて出席した説明員

助 役	西田篤正君	収入役	篠田繁彦君
総務課	金子幸保君	財政課長	平木昭良君
課長補佐			
産業課長	矢野 潔君	水道課長	清水勝之君
民生課長	半田昭雄君	振興室長	中村幸雄君
建設課長	藤間 武君	和風園園長	三上洋一君

5 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教 育 長 久本博美君 次 長 野原耕次君

6 農業委員会々長の委任を受けて出席した説明員

事務局長 (矢野 潔)君



---

(開 会 宣 言)

○議長（吉尾政春議長） これより本日をもって招集されました、平成9年第1回沼田町議会臨時会を開会致します。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

(会議録署名議員の指名)

○議長（吉尾政春議長） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により2番橋場議員、16番伊藤議員を指名致します。

---

○議長（吉尾政春議長） 日程第2、会期の決定を議題と致します。お諮り致します。本臨時会の会期は、本日1日間に致したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって会期は、本日1日間に決しました。

---

○議長（吉尾政春議長） 日程第3、議案第44号、緑町公営住宅建替工事18戸棟（建築主体）請負契約についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（藤間 武課長） 議案第44号、緑町公営住宅建替工事18戸棟（建築主体）請負契約について。下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって、議会の議決を求める。

ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の10%以内において変更することができる。

記、契約の目的であります。緑町公営住宅建替工事（建築主体）でございます。

契約の方法、5社による指名競争入札でございますが、議案第44号から46号までの指名につきましては、お手元に配付をされておりますのでお目通しを願いたいと思っております。

契約金額、288,750,000円。

契約の相手方、宮脇・広進共同企業体。代表、札幌市東区北8条東1丁目1の2、宮脇建設株式会社、取締役社長志羅山繁でございます。

工事の場所、沼田町緑町。

工期、着工の日から400日間。これは10年の9月15日になります。

平成9年8月11日提出、沼田町長名でございます。

宜しくご審議のほう、お願い致します。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第44号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

---

○議長（吉尾政春議長） 日程第4、議案第45号、緑町公営住宅建替工事18戸棟（機械設備）請負契約についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（藤間 武課長） 議案第45号、緑町公営住宅建替工事18戸棟（機械設備）請負契約について。条文につきましては44号と同文でございますので、省略をさせていただきます。

記。契約の目的、緑町公営住宅建替工事（機械設備）でございます。

契約の方法、5社による指名競争入札でございます。

契約金額、54,075,000円。

契約の相手方、滝川市流通団地2丁目1の2。田中管工株式会社滝川本店、取締役滝川本店長斉藤龍男でございます。

工事の場所、緑町。

工期、着工の日から400日間。

平成9年8月11日提出、沼田町長名でございます。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第45号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

---

○議長(吉尾政春議長) 日程第5、議案第46号、観光情報プラザ建設工事(建築主体)請負契約についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長(藤間 武課長) 議案第46号、観光情報プラザ建設工事(建築主体)請負契約について。条文につきましては44、45と同文でございますので省略させていただきます。

契約の目的、観光情報プラザ建設工事(建築主体)。

契約の方法、5社による指名競争入札でございます。

契約金額、148,050,000円。

契約の相手方、広進・協和・中村共同企業体。代表、沼田町南1条3丁目6の62、広進工業株式会社、代表取締役広野伸一でございます。

工事の場所、本通2丁目。

工期、着工の日から220日間。これは10年3月25日になります。

平成9年8月11日提出、沼田町長名でございます。

○議長(吉尾政春議長) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。5番。

○5番(吉田俊一議員) 本文との関係は特にありませんけども、45号から46号までの全ての契約、指名競争5社というわけでございますけども、その他の社の名前を出来れば教えたいと、分かりませんか。

○議長(吉尾政春議長) 他に質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第46号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

---

○議長(吉尾政春議長) 日程第6、議案第47号、福祉バス購入契約についてを議題と致します。提案

理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（藤間 武課長） 議案第47号、福祉バス購入契約について。下記のとおり物品購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定によって、議会の議決を求める。

契約の目的、福祉バス購入事業でございます。

契約の方法、3社による指名競争入札でございますが、この3社につきましては議案の47号から49号まで別紙で指名業者を配付してありますので、お目通しを願いたいと思います。

契約金額、16,590,000円。

契約の相手方、旭川市永山2条14丁目1番21号、旭川日野自動車株式会社、代表取締役大竹亘雄でございます。

機種、中型バスでございまして215馬力、定員42名でございます。

納期が9年10月13日でございます。

平成9年8月11日提出、沼田町長名でございます。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第47号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

---

○議長（吉尾政春議長） 日程第7、議案第48号、建設機械購入契約についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（藤間 武課長） 議案第48号、建設機械購入契約について。下記のとおり物品購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定によって、議会の議決を求める。

契約の目的、小型除雪車（歩道用ロータリー）購入事業でございます。

契約の方法でございますが、3社による指名競争入札でございます。

契約金額、15,750,000円。

契約の相手方、留萌市潮静4丁目31番地3でございます。北海道川重建機株式会社留萌支店、支店長

広田修でございます。

機種、100馬力、カプラ付。カプラというのは、草刈り機械等の着脱装置でございます。

納期ですが、9年11月25日。

平成9年8月11日提出、沼田町長名でございます。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。2番。

○2番（橋場議員） はい、2番。ロータリー車買うということなんですけど、私達しょっちゅう車で歩いていると歩道の状況あまり把握できないような状況があるんですけど、たまに歩いてみると電信柱やそれからほたるの街灯などが歩道の真ん中にポコンとあるんです。南通りなんかをずっと歩いていると歩道の除雪、ロータリー入れるのかと思うような場所がたくさんあるんです。そういうとこの整備なんかについて、例えばそこをやるとしたら障害やなんかないのかどうか、どういう方法でやるのか。それと、市街地ですと今まで車道の方の除雪だけでもすぐに山になってしまうのに、歩道を除雪したらその山の高さがどんどん重なっていくと思うんです。そういう、その歩道のやつは特別にどンドンロータリーで飛ばしながら排雪をしていくという方法でもとらないと、なんか大変なことになるような感じがするのだけど、その辺りはどういうふうの研究されているか。

○議長（吉尾政春議長） 建設課長。

○建設課長（藤間 武課長） これは、歩道ロータリー今購入する訳でございますけれども、既に町場の歩道がかなり狭い状況にあるのは承知しているところでございますが、補助事業等で今段々それを改修しつつあるという状況でございます。橋場議員さんのご質問の中でロータリーで歩道に雪を堆積した場合、かえってこう見づらくなるのではないかとということでございますが、これは排雪と併用しながら進めて参りたいというふうに考えてございますので、どうぞ宜しくお願い致します。

○議長（吉尾政春議長） 他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第48号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

---

○議長（吉尾政春議長） 日程第8、議案第49号、建設機械購入契約についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（藤間 武課長） 議案第49号、建設機械購入契約について。下記のとおり物品購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定によって、議会の議決を求める。

契約の目的、除雪ドーザー購入事業でございます。

契約の方法、3社による指名競争入札。

契約金額でございますが、20,401,500円でございます。

契約の相手方、砂川市西1条北23丁目1番10号、北海道キャタピラー三菱建機販売株式会社空知支店、支店長上野博でございます。

機種でございますが、13T級の汎用でございます。

納期、9年11月25日。

平成9年8月11日提出、沼田町長名でございます。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第49号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

---

○議長（吉尾政春議長） 日程第9、議案第50号、平成9年度沼田町一般会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（平木昭良課長） 議案第50号、平成9年度沼田町一般会計補正予算について。平成9年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成9年8月11日提出、沼田町長。

別冊の平成9年度の一般会計補正予算の第2号をご覧頂きたいと思います。

1頁目でございます。平成9年度沼田町一般会計補正予算（第2号）。平成9年度沼田町一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

まず第1条の歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26,695千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,446,206千円と定める。

第2項は省略させていただきます。

次の第2条の地方債の補正でございます。

地方債の追加は、「第2表 地方債補正」によるということで、それぞれ次の頁に書いてございますので、お目通し願いたいと思います。

平成9年8月11日提出、沼田町長。

まず歳出の方からご説明申し上げたいと思います。歳出の方です、9頁をご覧頂きたいと思います。まず2款の総務費でございます。財産管理費で今回12,744千円の補正でございます。節でいえば工事請負費で、これ立木の移植工事ということで歳入の方では後からご説明申し上げますが、高規格道路におけるオンコ移植立木伐採等の札建からの補償費でもって行われる工事費でございます。

次の6款の農林水産業費の11目の農業者健康管理施設費で、3,000千円の今回補正でございます。これは工事請負費で先程言いましたとおり健康管理施設の鉱泉の井戸の改修工事ということで3,000千円の増額でございます。

次の8款の土木費の2目の住宅建設費でございます。今回10,951千円の補正でございます。これは、特定公共賃貸住宅の設計委託ということで補助がありまして、補助基本額がこの委託料全額10,951千円の3分の1で補助金が入りまして、地方債を賄って一般財源が1千円ということで、事業年度は10年度の方ということでございます。

次に歳入、これに替わる歳入でございます。戻りまして7頁に今回の補正の歳入がございます。まず8款の地方交付税、今回2,201千円の交付税の増額と致しております。

次の12款の国庫支出金、3目の土木費の国庫補助金でございますが、これは先程土木費で説明しましたとおり特公債の補助金でございます、3,650千円の収入でございます。

次の18款の諸収入でございます。これも先程説明したとおり、雑入の方で用地及び補償費負担金ということで、深川・留萌の自動車道用地売却に伴う立木補償、これは町有地が絡みましてそれに伴うイチイですとか、立木の損失補償ということで13,544千円でございます。

次の19款の町債でございます。5目の土木債で、これも先程説明したとおり特公債の事業費の起債でございます。7,300千円ということでございます。

以上でございます。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第50号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

---

#### （閉 会 宣 言）

○議長（吉尾政春議長） 以上で、本臨時会に付議された案件は全て終了しました。

これにて、平成9年第1回沼田町議会臨時会を閉会致します。

ご苦労さまでした。

14時24

分

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員